

# 第 23 期愛知海区漁業調整委員会

## 第 4 回 会 議 議 事 録

令和 7 年 8 月 7 日  
海区漁業調整委員会委員室



日 時	令和7年8月7日（木）午前10時30分から午前10時50分まで			
場 所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）			
議 題	第1号議案 うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問） 第2号議案 区画漁業に関する委員会指示について（指示）			
出席委員	山下三千男	黒田 勝春	鈴木 惣和	山本 昌弘
	中根 静夫	小林 俊雄	榊原 満男	岩田 靖宏
	川口 正康	山本 忍	磯貝 政男	石井 克也
	深井 淳二	長谷川桂子		
欠席委員	鈴木 敏且			
事務局職員		書記長	長井 猛	
		主 査	黒田 拓男	
		非常勤職員	江口 千香	
農業水産局	水産振興監		岡本 俊治	
	水産課	課 長	坂口 泰治	
	〃	担当課長	原 保	
	〃	課長補佐	大橋 昭彦	
	〃	課長補佐	村内 嘉樹	
	〃	主 任	金田 康見	

事務局（長井）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案の以上4種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。</p> <p>〔資料確認〕</p> <p>それでは、ただ今から第4回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>第4回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案2件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力をいただくことをお願いいたします。</p>
事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いします。</p>
水産振興監	<p>おはようございます。第4回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中また暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、日頃から本県の水産振興に御理解、御協力を頂きまして、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>本当に暑い日が続いておりまして、連日35℃、40℃に迫る様な猛暑が続いておりますが、委員の皆様方におかれましては体調管理に十分お気をつけ頂きたいと思っております。</p>

	<p>水産試験場が設置しております観測ブイを見ますと、平年よりも1, 2度高く推移しております。高水温による大きな障害は聞き及んではいませんが、豊川河口のあさり稚貝については発生が芳しくなく、7月に試験曳きした時も十分には採れないということで採捕を見送っております。水産試験場では引き続き調査し、8月末か9月頭あたりでもう一度試験曳きをして、発生した資源を有効に活用していけるよう努めていきたいと思っております。</p> <p>本日の議題は、会長の御挨拶にもありましたとおり、議案2件と伺っております。委員の皆様には、慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員 15 名のうち 14 名の出席を得ましたので、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第 5 条第 2 項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>私が議長をつとめますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。</p> <p>議事録署名者には、議長の私と、岩田委員、長谷川委員をお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案の「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（村内）	<p>第 1 号議案のうなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明いたします。</p> <p>資料 1 ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。</p>

## 「諮問文朗読」

今回は、11月末の有効期間の満了に伴い、許可の一斉更新を行ううなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものでございます。

資料3ページ、別紙を御覧ください。

表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。制限措置の内容については変更ございませんが、改めて説明いたします。

まず、1のうなぎ稚魚たも網漁業の制限措置の内容につきましては、「(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数」を5人としております。「(3) 操業区域」は、伊勢湾、三河湾、渥美外海及び共同漁業権区域を除く県内河川、「(4) 漁業時期」は12月21日から翌年4月25日まで、「(5) 漁業を営む者の資格」は県内に住所を有するものとしております。

次に、2のうなぎ稚魚待網漁業の内容につきましては、海面に関する内容のみを説明いたします。「(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数」については、表の「操業区域(3)ア」が海面の共同漁業権共第84号となっておりまして、「漁業者の数」を1人としております。「(3) 操業区域」は、アで共同漁業権共第84号の区域を説明しております。

資料4ページを御覧ください。

「(4) 漁業時期」は、(3)のアについては、12月21日から翌年3月26日まで、「(5) 漁業を営む者の資格」は、イにありますとおり、(3)のアを操業区域とする場合にあつては、「県内に住所を有する者」かつ、当該漁業権者の承諾をあらかじめ受けた者、としております。

資料3ページにお戻りください。

表の右の欄の「申請すべき期間」につきましては、県漁業調整規則第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ご

	<p>とに定めると規定されており、今回は令和7年10月14日（火）午前8時45分から令和7年11月14日（金）午後5時30分までの1か月としております。</p> <p>最後に、参考として5ページに関係規則の抜粋を、6ページ以降は、申請を受けるにあたり県webページ上で公開される公示文の案を載せております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長（山下）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
<p>委員（深井）</p>	<p>質問よろしいでしょうか。</p> <p>うなぎ稚魚の採捕については、水産高校では特別採捕許可を頂いているのですが、密漁者が多くて何とか密漁をさせない対策はないかと水産高校の中で声が上がっています。</p> <p>私も大学時代、四国の高知ですが、夜中に外へ出るとたくさんの密漁者がいて、密漁を取り締まりに来ていると分かったら逃げ隠れする。こんなことを言って良いのか判りませんが、そのほとんどは外国語を話していました。</p> <p>日本の業者の方は数量を守っていると思うのですが、こうした密漁によって資源が減ることを懸念しておりまして、何か対策はできないものかと水産課の方にお尋ねしたいところです。</p>
<p>議長（山下）</p>	<p>ただ今の質問につきまして、水産課からの意見はございますか。</p>
<p>水産課（村内）</p>	<p>うなぎ稚魚採捕の取り締まりにつきましては、地元の警察や海上保安庁に情報提供のうえ、連携して巡回指導をしているところでございます。引き続き従事者に義務付けられているベストの着用や従事者証の携帯等につきまして指導を行い、本人確認をしながら取り締まりを行っていきたいと思っております。</p>

委員（深井）	<p>もう一つよろしいですか。</p> <p>取り締まりで、もし捕まえた場合、特に外国人に対しては逮捕特権というか、捕まっても結局取り調べを行った後、何の刑罰も受けてずに釈放されるケースが多いと聞きます。</p> <p>愛知県だけではできないことかもしれませんが、国は外国人に対してもっとしっかり取り締まってほしい。ルールを守って入国してきた人達は良いのですが、そうではない方々の取り締まりをしっかりしてもらいたいと思うのですがいかがでしょうか。</p>
委員（川口）	<p>うちの港では、海上保安部が見回っているので外国人は入れない。河川は分からないですが、港では密漁はありません。</p>
水産課（村内）	<p>実際に外国人が密漁している現場に居合わせたことはないですが、国や海上保安庁、警察と連携のうえ情報収集していきたいと思っています。</p>
議長（山下）	<p>何をやられるか分からないので気をつけないといけない。ある程度公的機関がしっかりしてくれるとよい。</p>
委員（黒田）	<p>うちの方では外国人は一人もいない。稚魚をすくってれば漁師に「何をやっている」と言われる。</p>
委員（小林）	<p>少なくとも港の中では見たことはない。</p>
委員（深井）	<p>お聞きして安心しました。ありがとうございました。</p>
会長（山下）	<p>質問等も出つくしたようですので、議案を採決いたします。</p> <p>原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	<p>（異議なし）</p>



議長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、原案どおり適当と認めることとします。</p>
議長（山下）	<p>次に、第2号議案の「区画漁業に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>それでは、第2号議案「区画漁業に関する委員会指示について」をご説明いたします。</p> <p>資料4ページをご覧ください。こちらが現在発動中の委員会指示でございます。</p> <p>区画漁業に関する委員会指示につきましては、漁場の適切な利用や航行の安全確保のため、漁業時期終了後の養殖施設の速やかな撤去及び漁場に標識灯を設置するよう、平成25年から継続して指示を発動しております。</p> <p>今回、この委員会指示は令和7年8月31日に指示の有効期限を迎えますが、今後も委員会指示を継続して、漁場の適切な利用、航行の安全確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。</p> <p>内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和7年9月1日から令和8年8月31日まで1年間更新するものです。それでは、指示案を朗読させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（ 指 示 案 朗 読 ）</p> <p>本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は8月29日を予定しております。</p> <p>なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局</p>

	<p>への協議を行い、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので御了承願います。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願いたします。</p>
議長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>（異議無し）</p>
議長（山下）	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	<p>（挙手全員）</p>
議長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「区画漁業に関する委員会指示について」は、原案どおり適当と認めることとします。</p> <p>以上で本日予定の議題はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして第4回委員会を終了します。</p> <p>委員の皆様方、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">委 員</p> <p style="text-align: center;">委 員</p>